

千葉県中小企業等事業継続支援金

事業
概要

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く支援金を支給し、事業の継続・立て直しの取組を支援します。

対象事業者(主な要件)

○<支援金A>

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年10月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月と比較して**30%以上減少**している中小企業、個人事業者等。

○<支援金B>(酒類販売事業者等への上乗せ支給分。支援金Aとの併給可)

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年10月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して**70%以上減少**した月がある酒類販売事業者等(※)。

(※)申請時点で有効な酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類販売業免許を受けている者に限る。

支援金支給額

支援金A

区分	支給額
中小企業等	30万円 20万円+10万円(追加支給分)
個人事業者等	15万円 10万円+5万円(追加支給分)

- ※制度拡充により、支給額が増額となっています。
- ※支給要件を満たす場合に、**一律定額で支給**します。
- ※支給は、**一法人(個人)1回限り**です。
- ※追加支給分に係る別途の申請は不要です。

支援金B(酒類販売事業者等への上乗せ支給分)

区分	支給額
中小企業等	20万円/月(上限額) (4月から10月の7ヶ月間で最大140万円)
個人事業者等	10万円/月(上限額) (4月から10月の7ヶ月間で最大70万円)

- ※**「支援金A」と重複して受給することができます。**
- ※ただし、売上減少額から、国の月次支援金の上限額(中小企業等20万円/月、個人事業者等10万円/月)を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を支給額とします。
- ※支給額は、4月～10月の各月毎に算定します。

- 本支援金は、飲食店や大規模施設・テナント等向けの「千葉県感染拡大防止対策協力金」とは別の制度となります。(この協力金の対象となる方は本支援金の支給対象外となります。)
- 「千葉県感染拡大防止対策協力金」の概要は以下のURLからご確認ください。
 - ・飲食店向け <https://chiba-kyouryokukin.com>
 - ・大規模施設・テナント等向け <https://chiba-daikibo.com>
- 本支援金のほか、売上が50%以上減少している事業者については、国による「月次支援金」の対象となる可能性があります。月次支援金の概要については、以下のURLをご確認ください。
 - ・月次支援金 <https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>



チーバくん

申請受付期間:以下の受付期間内において余裕をもった申請を推奨します。

2021年8月5日(木)～2021年12月28日(火)※消印有効

申請(審査)に必要な書類等

- ①申請書
- ②誓約書
- ③令和元年及び令和2年の売上が確認できる書類(確定申告書類)
- ④令和3年の売上が確認できる書類(売上台帳等)
(令和3年4月～令和3年9月分まで)(ただし、10月を比較対象月とする場合は、10月分も提出してください。)
- ⑤振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)
- ⑥役員等名簿
- ⑦【中小企業等の場合】履歴事項全部証明書
- ⑧【個人事業者等の場合】本人確認書類の写し(運転免許証等)
- ⑨【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】国民健康保険証の写し
- ⑩【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】業務委託契約等収入があることを示す書類
- ⑪【酒類販売事業者等の場合】酒類販売業免許通知書の写し 又は 酒類製造免許通知書の写し等

申請から支援金支給までの流れ

より速やかに手続きを進めるために、オンライン申請を推奨します。

STEP 1 対象要件の確認

STEP 2 申請受付期間の確認

オンライン申請

STEP 3 必要書類等の入力(記入)

STEP 4 マイページ登録

STEP 5 オンライン申請

STEP 6 書類確認審査

STEP 7 支援金の振り込み

STEP 8 支給決定通知書の受領



郵送申請

STEP 3 必要書類等の記入

STEP 4 書類郵送

STEP 5 書類確認審査

STEP 6 支援金の振り込み

STEP 7 支給決定通知書の受領

書類不備申請者へのご対応

必要書類に不備がある場合は、不備内容を申請者に、電話・電子メール等の方法により連絡をいたします。複数回連絡をしても連絡がつかない場合や書類の補正が完了しない場合には、簡易書留による通知を行います。

お問い合わせ



千葉県中小企業等事業継続支援金 コールセンター **0120-179-155**

受付時間:令和3年8月1日(日)～令和4年1月31日(月)まで(土日祝日含む) 9:00～18:00

※年末年始 令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)を除く



専用ポータルサイト <https://chiba-keizokushienkin.com>

千葉県中小企業等事業継続支援金

検索

千葉県中小企業等事業継続支援金

